

県内障害福祉サービス事業者 各位

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課長

( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員の臨時的な取扱いについて

平素より、本県の福祉行政の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年度に実施しました相談支援従事者現任研修（以下、「現任研修」という。）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年度の研修を中止したことにより、定員を超えるお申込みをいただきました。

その結果、令和 3 年度に現任研修を受講することができず、相談支援専門員の有効期間を過ぎてしまう者について、下記のとおり臨時的な取扱いを定めましたのでお知らせいたします。

なお、本通知は、県長寿・福祉人材確保対策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>) にも掲載していることを申し添えます。

## 記

### 1. 対象となる者

令和 4 年 3 月 31 日に、相談支援専門員の有効期間が満了する者（以下の①～③のいずれかに該当する者）

①	平成 18 年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、 平成 19 年度～平成 23 年度に実施された現任研修を修了し、 平成 24 年度～平成 28 年度に実施された現任研修を修了した者のうち、 平成 29 年度～令和 3 年度に実施された現任研修を修了していない者。
②	平成 23 年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、 平成 24 年度～平成 28 年度に実施された現任研修を修了した者のうち、 平成 29 年度～令和 3 年度に実施された現任研修を修了していない者。
③	平成 28 年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者のうち、 平成 29 年度～令和 3 年度に実施された現任研修を修了していない者。

※奈良県内の事業所に所属する相談支援専門員（奈良県で事業所を開設する予定の者を含む）が対象となります。他都道府県の事業所に所属する相談支援専門員は、当該都道府県の取扱いをご確認ください。

## 2. 有効期間の取扱いについて

相談支援専門員の有効期間を令和5年3月31日まで延長する。

※この取扱いは、研修を受講できないことにより、本来の資格更新時期を過ぎてしまう相談支援専門員に対して、あくまでも臨時的な措置であるため、該当者は令和4年度の現任研修を受講していただきますようよろしくお願いいたします。

## 3. 修了証の取扱いについて

- ・今回の取扱いにあたり、現任研修の修了証の再発行はいたしません。
- ・市町村等から資格の保有状況を確認される場合は、これまでに受講した相談支援従事者研修の修了証書及び本通知を提示してください。

## 4. 研修修了後の有効期間について

令和4年度の現任研修を修了した場合は、「本来の有効期間満了日」から5年間有効期間を延長するものとします。

(例)

本来の有効期間満了日	研修修了年度	更新研修修了後の有効期間満了日
令和4年3月31日	令和4年度	令和9年3月31日

### 【参考】

- ・ 県長寿・福祉人材確保対策課ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/49707.htm>)  
お知らせ「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員の臨時的な取扱いについて」
- ・ 令和2年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員の臨時的な取扱いについて」

### 【担当】

奈良県福祉医療部長寿・福祉人材確保対策課  
人材確保・育成係  
電 話：0742-27-8039  
FAX：0742-26-1015